横浜市脱温暖化モデル住宅推進事業
（第２段階）提案募集要項

平成23年2月

横　浜　市

目　次

1　事業の概要 ····· 1～2

(1)　事業の名称
(2)　事業スキーム及び提案募集
(3)　計画対象敷地
(4)　事業全体スケジュール

2　提案募集に関する事項 ····· 3～15

(1)　主催
(2)　売主・コーディネーター
(3)　公募スケジュール
(4)　応募資格の条件等
(5)　マスタープラン
(6)　第１段階決定事業者（マスターアーキテクト）
(7)　景観・設計ガイドライン
(8)　計画条件
(9)　費用に関する条件
(10)　契約等について
(11)　提案書について
(12)　選考の方法

3　提案募集の手続き ····· 16～19

(1)　事前参加登録
(2)　質疑回答
(3)　提出資料
(4)　提出方法
(5)　失格要件
(6)　その他

4　参考図等 ····· 19

(1)　現地周辺状況・現況写真
(2)　土地利用計画図
(3)　造成計画平面図
(4)　造成断面図
(5)　求積図

1　事業の概要

（1）事業の名称

横浜市脱温暖化モデル住宅推進事業

（2）事業スキーム及び提案募集

横浜市では、低炭素社会の実現に向けて、環境に配慮した街並みと省エネ性能の高い住宅の整備、市民への普及啓発及び市内経済の活性化に寄与することを目的として、「横浜市脱温暖化モデル住宅推進事業」を実施しています。

この事業では、緑区十日市場町の地域環境と融合した全体計画（マスタープラン）を策定し、省エネ・長寿命な省エネルギー性能の高いモデル住宅を整備するとともに、定期借地権（50年）付戸建住宅として、横浜市住宅供給公社が一般に販売します。また、入居後の実証実験を通じたエコライフの情報発信や普及啓発を目指しています。

これらを実現するため、第１段階目の公募で大学、市内設計事務所、市内施工業者を構成員とするグループから企画提案を募り、マスタープラン及びＡエリアの事業者を決定しました。

今回第２段回目の公募としてＢ及びＣエリアについても、マスタープランに基づく脱温暖化モデル住宅の企画提案を市内の設計事務所及び施工業者より公募します。

（3）計画対象敷地

敷地概要

所 在 地：横浜市緑区十日市場町839番1外（市有地）
敷地面積：2,435㎡
建築用途：独立戸建住宅　11戸
用途地域：第一種中高層住居専用地域
建ぺい率：60%
容 積 率：150%
防火指定：準防火地域
高度地区：第３種高度地区
そ の 他：緑十日市場住宅団地地区計画区域内
　　緑化地域／宅地造成工事規制区域

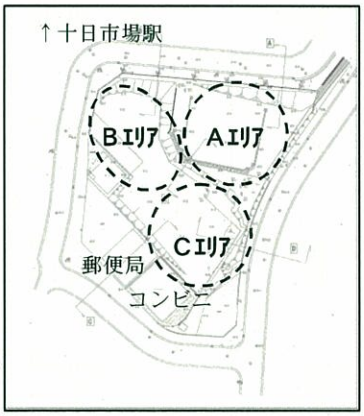

＜案内図＞　JR横浜線「十日市場駅」徒歩約5分

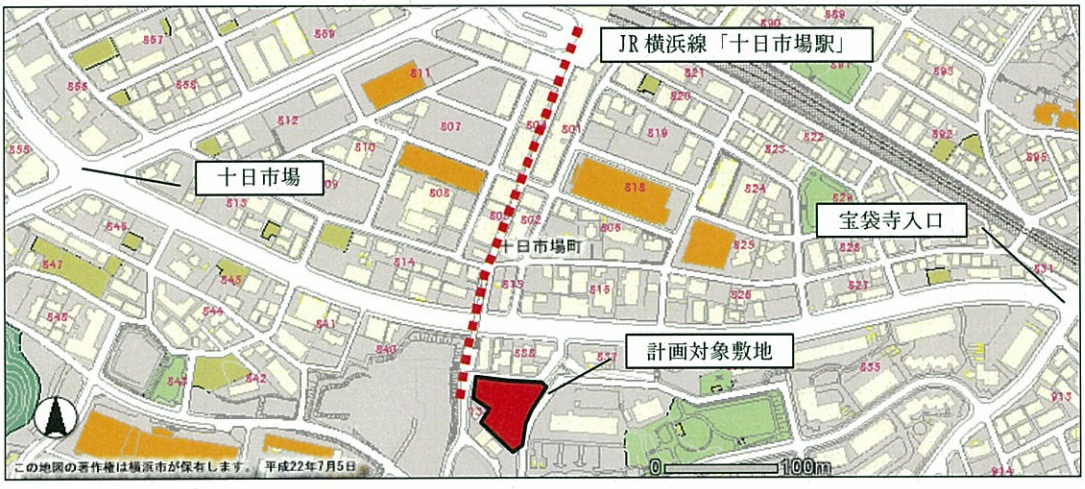

（4）事業全体スケジュール（予定）

事業全体のスケジュールの概要は以下のとおりです。

期　　間	内　　容
平成 22 年 12 月	**マスタープラン等（第１段階：Ａエリア）事業者決定済**
平成 23 年２月７日 ～平成 23 年３月 30 日	脱温暖化モデル住宅（第２段階：Ｂ，Ｃエリア）提案募集
平成 23 年４月下旬頃	脱温暖化モデル住宅（第２段階：Ｂ，Ｃエリア）事業者決定
平成 23 年４月下旬頃	脱温暖化モデル住宅整備事業基本協定締結
平成 23 年４月下旬頃	先行モデルハウス着工
平成 23 年８月下旬頃	先行モデルハウス竣工
平成 23 年９月以降	先行モデルハウスオープン ／脱温暖化モデル住宅（第１、第２段階） 販売開始（売り建て）※購入者決定後着工
平成 24 年１月以降	入居／実証実験開始

2　提案募集に関する事項

（1）主催

横浜市建築局住宅部住宅計画課

〒231-0012 横浜市中区相生町３-56-１　ＪＮビル４階

TEL:045-671-3975　FAX:045-641-2756

（2）売主・コーディネーター

横浜市住宅供給公社 街づくり事業部街づくり事業課

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町８-１ ヨコハマポートサイドビル５階

TEL:045-451-7740　FAX:045-451-7789

（3）公募スケジュール

■事前参加登録受付期間

平成 23 年２月７日（月）～平成 23 年２月 18 日（金）

※最終日は 17:00 まで受付

■質疑受付期間

平成 23 年２月７日（月）～平成 23 年２月 18 日（金）

※最終日は 17:00 まで受付

■質疑回答

平成 23 年２月 28 日（月）頃

■応募提案書提出日

平成 23 年３月 30 日（水）　午前９時～正午

■選考結果発表

公募選考委員会による選考の結果、平成 23 年４月下旬頃に決定事業者に通知するとともに、横浜市のホームページ上で発表します。

※当落に関わる内容についての問合せには一切応じられません。

（4）応募資格の条件等

ア　応募者の役割、条件

□ 6頁の「(5) マスタープラン」に示す3エリアの内、第1段階の公募で選考されたマスタープラン等事業者が担当する1エリア（A）を除く、2エリア（B又はC）から1エリアを指定し、そのエリア内の脱温暖化モデル住宅の設計及び施工を実施する。

※ 予めマスタープランにより、エリア割り、住戸数、エリア内住宅に導入するエネルギー供給方式等（電気、電気ガス併用）及び景観・設計ガイドラインが決定されているので、諸条件を考慮した上でエリアを指定してください。ただし、Cエリアを指定した場合はエネルギー供給方式を提案してください。(供給方式は他エリアとの重複可)

※ 公募によって選定された内容についても、マスタープラン等に基づき、3つのエリア全体で景観及び設計上の調和を図る必要があるため、マスターアーキテクト（第1段階のマスタープラン等事業者)、第2段階の決定事業者、横浜市住宅供給公社、横浜市との間で調整をしていただきます。

□ 今後実施予定の実証実験等について施工時及び購入者入居後の計測期間中に実験への協力要請があった場合、協力をしていただきます。

イ　応募者の構成

□ 応募者は、設計事務所及び施工業者で構成される共同企業体での参加とし、代表者を定めること。(設計と施工を1者で行う場合は共同企業体である必要はありません。ただし、下記ウに記載の「設計事務所」、「施工業者」として両方の横浜市の登録が必要。)

※設計事務所、施工業者は、各々複数者の構成も可とする。

□ 構成員のいずれもが、他の応募者の構成員として重複参加してはならない。

□ 第1段階の決定事業者の構成員は今回の応募をすることは出来ません。

ウ　構成員の資格要件

□ 設計事務所は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく建築士事務所の登録を行っており、かつ、横浜市一般及び指名競争入札有資格者名簿（設計・測量等）に所在地区分が「市内」として登録されていること。（「準市内」、「市外」の登録事業者は参加できません。）

□ 施工業者は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の規定に基づく建築一式工事につき特定建設業の許可を受けており、かつ、横浜市一般及び指名競争入札有資格者名簿（工事関係）に所在地区分が「市内」として登録されていること。（「準市内」、「市外」の登録事業者は参加できません。）

□ 横浜市一般及び指名競争入札有資格者名簿登録期間の更新について、本事業期間内は必ず更新を行うこと。

エ　構成員の制限

□ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

□ 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく参加停止又は指名停止期間中でないこと。

□ 経営不振の状態（破産手続き、会社更生手続き、その他類似の手続き開始の申立てがなされている。特別清算手続き又は会社整理手続きが開始されている。手形取引停止処分がなされている。）ではないこと。

□ 最近１年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納していないこと。

□ 上記、資格要件確認の基準日は、提案書の提出日である平成 23 年３月 30 日とする。これ以降の構成員の変更は原則として認めない。

※上記エの内容を確認し、別紙「横浜市脱温暖化モデル住宅推進事業（第２段階）提案に関わる資格確認書及び誓約書（４号様式）」を提出してください。

（5）マスタープラン

ア　コンセプト

共用部と専用部の連続性に配慮しながら、複雑な土地形状をそのまま活かした区画割や住戸配置によって、変化に富んだ住居群の景観、およびコミュニティの形成を目指します。また、コモングリーンを中心に地域の植生を再生し周辺環境に対し生態系の調和と連続を図りながら、多方向からの風や光、視線の抜けを確保することで、再生可能エネルギーの活用や排出 CO2 の低減を実現することの出来る、環境共生住宅を目指します。自然地形を生かしながらコモングリーンを中心に各領域を緩やかに分節することで、土地や環境を住民同士でシェアすることの出来る共生住宅を生み出し、複雑な土地形状や高低差を当該地の特性としてそのまま生かすことで緑豊かな森の中に暮らすようないきいきとした生活を育みます。

◆計画戸数

・全体計画戸数１１戸

Ａエリア：４戸（事業者決定済。先行モデルハウス設置）

Ｂエリア：４戸（★公募対象地）

Ｃエリア：３戸（★公募対象地）

※マスタープランで想定するイメージです。

第２段階目の公募で、最優秀提案を選定後、住戸配置、形状、色彩等は、

街区全体の調和を図るため、協議により変更になります。

イ　土地利用計画図

マスタープランに基づいたコモンスペースと宅地割り、宅盤の設定等を別途「参考図書」に示します。

ウ　エリア図

下記の戸数、面積、エネルギー供給方式を確認のうえ、B、C のいずれかのエリアを指定して下さい。

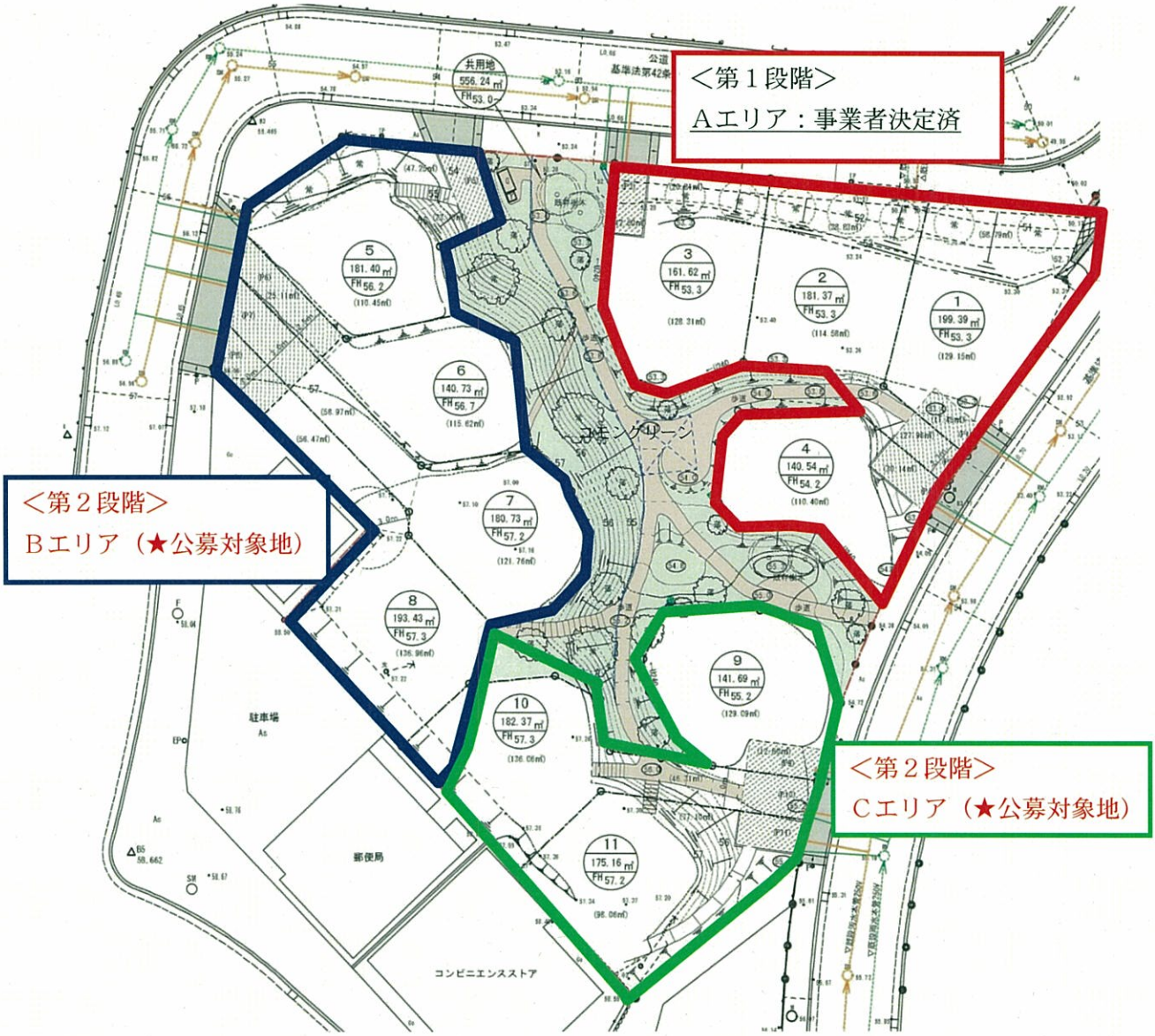

■エリア別面積、エネルギー供給方式設定

１１区画　面積総括表（予定）
Ａ：４戸（①199.39㎡②181.37㎡③161.62㎡④140.54㎡）
Ｂ：４戸（⑤181.40㎡⑥140.73㎡⑦180.73㎡⑧193.43㎡）
Ｃ：３戸（⑨141.69㎡⑩182.37㎡⑪175.16㎡）

エリア別エネルギー供給方式
Ａ：電気　（※決定内容：エコキュート＋太陽光＋太陽熱）
Ｂ：電気とガスの併用　⇒具体的内容を提案してください。
Ｃ：提案による（※供給方式、内容について提案をしてください。）※供給方式は上記と重複可

（6）第１段階決定事業者（マスターアーキテクト）

ア　マスターアーキテクトの役割

マスタープランと第２段階の公募で選定された脱温暖化モデル住宅等との整合など、景観及び設計上の全体調整を図ります。

イ　構成員

ナイス株式会社（グループ代表者）
株式会社飯田善彦建築工房
首都大学東京大学院教授　小林　克弘
横浜国立大学大学院教授　飯田　善彦
岡山建設株式会社

（7）景観・設計ガイドライン

■全体計画

- 既存の敷地形状や高低差を活用しながら、土地利用計画図（「４　参考図等の（２）」）の宅盤レベルと区画割りを基本とした計画を行い、各区画内に新たな擁壁は極力設置しない。
- 各区画内の法面は地被類等の緑化や、間伐材等を利用した土留により保護する。また、アプローチは枕木等の自然素材を活用する。
- コモングリーンを中心に敷地全体を積極的に計画地周辺の植生に配慮した緑化を行い、各区画内の緑化はコモングリーンとの連続性を考慮する。
- 道路境界部分にはフェンス等の工作物は設置せず、法面への低木等の植栽で安全対策を行う計画とする。
- 区画同士の敷地境界は境界杭のみとし、塀やフェンスは設けない。必要に応じて目隠し程度の樹木を植える程度とし、敷地全体を緩やかに連続させる。

■植栽計画

- 植栽は、冬期の防風、夏期の日照緩和など、自然を活かした環境緩和に配慮して計画する。
- 樹種は計画地周辺の生態系や植生に配慮した樹種とする。（推奨樹種：落葉広葉樹林形成樹種、花や実のなる樹種、例：コナラ、クヌギ、シイ、コブシ）
- 1, 2, 3, 5 番区画には防風林として有効な常緑広葉樹の植樹を行う。（例：シラカシ等、高さ５m 程度）位置は土地利用計画図（「４　参考図等の（２）」）に準ずるものとする。

■住戸計画

- マスタープランに基づき、住戸の配置や相互の関係に配慮した計画とする。
- 住戸配置は、南面配置に配慮しつつ、各住戸が多方向から採光、通風を得られるよう考慮し、隣棟同士が極力平行配置とならないように検討する。
- 住戸間は外壁の離れを 1m 程度確保する。
- 住戸の屋根形状は、切妻型を基本とする。
- コモングリーンと住戸の関係性を持たせるよう、コモングリーンに面するテラスを各住戸に設けるなど、外部と内部が連続する住戸計画とする。
- 玄関の位置は駐車スペースからのアプローチに合わせ決定する。玄関以外からも直接コモングリーンに出られるような設えを考慮する。
- 住戸は自然エネルギーの活用に配慮し、通風や軒・庇による日照・日射制御を考慮したプランとする。
- 屋根には、再生可能エネルギーの活用をするため、ソーラーパネル（太陽光発電・太陽熱利用等）を設置する。
- 外壁仕上げはメンテナンス性を考慮したものとする。
- 外壁色や外構仕様は、計画地全体との調和を考慮したものとし、詳細は事業者決定後に調整をおこなう。
- 屋根仕上げは、スレート葺き等のメンテナンス性を考慮したものとする。

（8）計画条件

□ マスタープラン、景観・設計ガイドラインに基づいた計画とすること。

□ 敷地内３エリアの内、マスタープラン事業者が行う１エリア（A）を除いた２エリア（B、C）の中から、今回提案する１エリアを指定すること。

□ エリア毎に定められた区画、戸数、エネルギー供給方式に基づき提案をすること。ただし、Cエリアを指定した場合、エネルギー供給方式を提案すること（他エリアとの重複可）。

□ 土地利用計画図（「４　参考図等の（２）」）に示す区画割は原則、確定したものとして計画すること。

ただし、計画する同一エリア内の各住戸の敷地境で宅盤の高さがほぼ同様であり、造成工事に影響がない範囲の調整は可とする。

※調整が必要な場合、変更前、変更後の区画割りを図示すること。

□ マスタープラン（土地利用計画図）に示された駐車区画位置及び仕上げを遵守すること。

□ 雨水の処理について、各区画内で排水ルートを計画すること。

□ 第一ますや給水引込みなどの既設インフラは土地利用計画図（「４　参考図等の（２）」）を遵守すること。

□ 独立戸建て住宅であること。

□ 各住戸の建築延床面積は、105㎡以上とすること。

□ 間取りは３ＬＤＫ以上とし、可変性のあるものとする。

□ 物干し場（バルコニー等）を計画すること。

□ 各住戸にはＨＥＭＳ（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）設備を設置するものとし、設置に関わる費用として３０万円／戸を提案金額に見込むこと。

□ 住戸道路側にポスト（表札、照明付）を設置すること。

□ 電気自動車家庭用充電器を設置すること。

□ 脱温暖化モデル住宅設計指針を満たしていること。

□ 長期優良住宅の認定を受けること。

□ CO_2削減量50％以上（※）を目指した住宅設計計画であること。

※CASBEE戸建-新築で、緑☆４ランク以上（自己評価による）とします。

（9）費用に関する条件

提案で求める脱温暖化モデル住宅総額の算定の条件は、次のとおりとする。

□ 脱温暖化モデル住宅総額は２７，０００，０００円（税込）／戸を目安とする。

※ただし、本事業は市場性、汎用性を重視するため、選考をする過程でヒアリング等を実施し、提案金額について調整をさせていただく場合があります。

なお、この総額の内訳は設計費、施工費、外構工事費の税込み合計とする。

※今回提案のエリア内全住戸の総額及び各住戸の金額を記載してください。

□ 建築確認・性能評価取得・長期優良住宅認定等、許認可手続きに係る業務及び住宅購入者による省エネルギー関係の補助申請等に必要な資料作成、手続き等に要する費用を含むものとする。

□ 住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく保証金の供託又は瑕疵担保責任保険に関わる費用等を含むものとする。

□ 売主及び購入者との住宅プランの変更、調整に関わる設計費用の一切を含むものとする。

□ 電気、ガス、上下水道、電話等に関する協議、近隣住民への説明など関連業務の実施に要する費用を含むものとする。

□ 設計図書、竣工図、取扱説明書等、住宅の竣工･引渡しに必要な図書類の作成等に要する費用を含むものとする。

□ 住宅の販売に係わる図面（参考プランを含む。）、販売展示物等の作成等に要する費用を含むものとする。

□ 住宅の竣工、引渡し後２年間のアフターサービス（点検・修理）に要する費用を含むものとする。

□ その他、売主が行う販売について協力する。

(10) 契約等について

ア　横浜市脱温暖化モデル住宅推進事業基本協定

脱温暖化モデル住宅事業者決定後、決定した事業者と横浜市住宅供給公社は本事業の推進のため、横浜市脱温暖化モデル住宅推進事業基本協定を締結します。

1）締結時期　脱温暖化モデル住宅事業者決定後

2）締 結 者　設計事務所、施工業者、横浜市住宅供給公社

イ　脱温暖化モデル住宅設計・施工契約

1）締結時期　購入予定者決定後

2）締 結 者　設計事務所・施工業者の共同企業体⇔横浜市住宅供給公社

3）支払条件　各住戸着工時、竣工時

※購入予定者要望による設計変更等に伴う業務を含む。

※工事監理については、別途協議とする。

(11) 提案書について

今回の提案募集で求める内容は以下のとおりです。

１８頁（「(３) 提出資料」）に記載する提案書一式を提出してください。使用する言語は日本語、文字のポイントは 10 ポイント以上とし、解説図を挿入するなどわかりやすく記載してください。

また、提案資料（３号様式を除く）についてはグループ名、社名等応募者を連想させる表現などの記載はしないでください。

※ なお、提案内容は、公募選考委員会での議論、事業採算性及び予算等を踏まえて、最終的に調整されることがあります。

「エリアの指定、住戸配置計画、脱温暖化モデル住宅計画書」（Ａ３、２枚以内）

予め各エリアの範囲、住戸数、エネルギー供給方式が決定されていますので、この条件を遵守した上で、Ｂ、Ｃの２つのエリアから、設計・建設を希望する１つのエリアを指定し、下記の内容を記載して下さい。

[記載事項]

□ 敷地内の施工を希望する１エリアの指定

※Ｂエリアについてはエネルギー供給方式は決定していますが、具体的内容を提案してください。

※Ｃエリアを選択した場合、エネルギー供給方式及び内容を提案してください。

□ 指定エリア内の全住戸の配置計画（１階平面図を含む）

□ 指定エリア内の全住戸の建物面積一覧表

□ 基本構想図

・設計コンセプトを記載したうえで、１Ｆ平面図、断面図等に自然環境（風、光等）を生かした計画内容及び住戸プラン、外構等を記載・表現する。

□ 各階平面図、立面図、外観イメージ、仕上げ表（指定エリア内全住戸※）

※ただし、提案するプランがエリア内の住戸全てに共通の場合、１プランのみの記載で可。

※図面は見やすい縮尺とすること。

□ 脱温暖化モデル住宅の費用一覧（税込）（工事監理費を除く。）

・各戸の各階の床面積及び設計費、施工費、外構工事費、総額の金額（税込）を記載

□ 住戸の環境性能

・計画配慮項目（住戸性能・設備・自然エネルギーの活用等）

・CO_2削減量目標（50％以上とすること。）

※CASBEE 戸建-新築評価シート（自己評価）を添付すること。

□ 住宅は売り建て販売となるため、購入者決定後のプラン変更等の対応として、増築、間取り変更、仕様変更、オプション等に関わる提案について記載してください（無償、有償の範囲も表示する）。

□ 住宅の仕様を記載。（なお、キッチン、浴室、洗面、トイレ等水周り（水栓金物等）については、製品グレードについてイメージがわかる写真等を提出してください。

(12) 選考の方法

本提案募集の選考は、学識経験者等からなる公募選考委員会で選定します。
なお、諸事情による辞退等に備え、次点者を選定するものとします。

ア　公募選考委員

	氏名	所属等
委員長	小泉　雅生	首都大学東京大学院都市環境科学研究科　教授
副委員長	清家　剛	東京大学大学院新領域創成科学研究科　准教授
委員	秋元　孝之	芝浦工業大学工学部建築工学科　教授
委員	宮脇　勝	千葉大学大学院工学研究科　准教授
委員	川村　純義	横浜市住宅供給公社街づくり事業部長
委員	宮里　辰男	横浜市建築局企画部長
委員	八幡　準	横浜市建築局住宅部長

イ　主な評価の視点

□ 景観・街並み配慮
- ・マスタープラン、景観・設計ガイドラインの遵守。
- ・当該敷地内の住宅全体との調和、エリア毎の住宅の配置バランス、コモンとのつながり

□ 脱温暖化モデル住宅
- ・商品性（住戸プラン、外観デザイン、面積、外構等）
- ・景観性
- ・自然環境の活用
- ・緑化
- ・プラン変更等の可変性、柔軟性
- ・その他

□ 省エネルギー・CO_2削減
- ・CO_2削減量

□ 設計・施工費等
- ・建築設計・施工費

※ 本事業で建設する住宅は、販売を前提としていますので**市場性、汎用性が重要**であり、この観点からも評価を行います。

ウ　その他

選考にあたっては提案内容を補足する資料を別途求めることや、必要に応じヒアリング等を行う場合があります。

3　提案募集の手続き

（1）事前参加登録

質疑回答を希望する場合は「横浜市脱温暖化モデル住宅推進事業（第2段階）提案事前参加登録書」（1号様式）による登録が必要です。

※ただし、事前参加登録受付期間を過ぎた後についても本事業に応募することは可能ですが、この場合、必ず本要項末尾の受付窓口までご連絡をお願いします。ご連絡がない場合、参加をすることが出来ない場合があります。

下記、横浜市ホームページから所定様式を出力し、必要事項を記入の上、下記期間内に本要項末尾にある受付窓口へ電子メールにより提出してください。

なお、事前参加登録にあたり応募者に対し、事前参加登録書の受領に関わる連絡はしませんので、必要がある場合は、応募者自身で電話又はメール着信確認により確認をいただきますようお願いします。

※記載事項として、2エリア（B又はC）の内、「希望エリア（エネルギー供給方式）」を記載していただきます。この希望エリアについて、片方のエリアに偏りがある場合は、事前に登録者全員に周知し、希望エリアの変更を受付ける場合があります。

※事前参加登録を行った者の名称等はホームページ等での公表はいたしません。

※事前参加登録は参加を予定する事業者の構成員のいずれか1名での登録が可能です。この時点で構成員全員が確定している必要はありません。

◇横浜市HP：http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/datsuon/

＜事前参加登録受付期間＞

平成23年2月7日（月）～平成23年2月18日（金）

※最終日は17:00まで受付

（２）質疑回答

提案書提出に関わる質疑は、以下の方法で受け付けます。

ア　質疑受付の方法

募集要項等に関する質問がある場合は、「横浜市脱温暖化モデル住宅推進事業（第２段階）提案に関する質疑書」（２号様式）に質問事項を記入し、下記期間内に本要項末尾にある受付窓口へ電子メール(添付ファイル／word形式）によりご提出ください。

※着信確認を必ず行ってください。こちらからは連絡いたしません。

※電話での受付、質疑回答は一切行いません。

※質疑受付は事前参加登録者のみに対応します。

＜質疑受付期間＞

平成 23 年２月７日（月）～平成 23 年２月 18 日（金）

※最終日は 17:00 まで受付

イ　質疑回答の方法

下記回答日に、全ての質疑回答を事前参加登録者全員に、予め指定いただいた（事前参加登録書記載）電子メールアドレスあてに回答いたします（回答にあたり質問者の氏名等は公表いたしません)。また、質問の内容が今後行う選考に影響があると判断した場合など、回答出来ない場合があります。

＜質疑回答日＞

平成 23 年２月 28 日(月)頃

※メール送信（質疑回答）にあたり、こちらから着信の確認、連絡はいたしませんので、上記日付に指定されたＥメールアドレスに質疑回答が届かない場合、お手数ですが本要項末尾にある受付窓口へご連絡をお願いいたします。

（3）提出資料

□ **提案書**

・横浜市脱温暖化モデル住宅推進事業（第２段階）構成員リスト
（３号様式）　・・・１枚

・希望エリア、住戸プラン計画、建物面積一覧表　・・・２枚以内

※ 必要記載事項を満たした上で、所定の規格枠内であれば、表現方法は自由とします。（書式指定なし、Ａ３サイズ、縦横可）

□ **その他資料**

・CASBEE 戸建-新築評価シート（自己評価による）　・・・１式

・「横浜市脱温暖化モデル住宅推進事業（第２段階）提案に関わる資格確認書及び誓約書」（４号様式）　・・・１枚

※ 「CASBEE 戸建-新築評価シート」とは、表紙（メイン：概要入力）、入力シート、計算シート、評価結果表示シート、データベースで構成されるものとします。

※ 財団法人建築環境・省エネルギー機構（CASBEE すまい〔戸建〕のページ）のホームページから入手（無料）してください。
http://www.ibec.or.jp/CASBEE/cas_home/cas_home.htm

※ 提案資料（３号様式構成員リスト除く）についてはグループ名、社名等応募者を連想させる表現などは記載しないでください。

（4）提出方法

提出書類を必要部数用意し、下記受付日時に、本要項末尾記載の受付窓口へ持参してください。

＜受付日時＞

平成 23 年３月 30 日（水）　午前９時～正午まで

＜必要部数＞

構成員リスト（３号様式）　・・・ １部
提案書一式　・・・ 10 部※
CASBEE 戸建-新築評価シート　・・・ １部
資格確認書及び誓約書（４号様式）・・・ １部

※10 部のうち、９部をホチキス１箇所止めとし、１部をクリップ止めとしてください。

（5）失格要件

失格要件として次の各号のいずれかに該当すると判断された場合、本事業における申込み資格を失うものとします。また、事業者決定後の場合は、決定事業者は資格を失い、次順位の者を繰上げ決定事業者とします。

- □ 応募者が提出した企画提案書等に虚偽の記載が認められた場合。
- □ 提案書等の内容について、雑誌や書籍、ホームページ等、著作物から複写したものを使用し、著作権侵害の恐れがある場合。
- □ 横浜市が必要と認めた場合以外で、事業者決定前に公募選考委員会委員、横浜市建築局住宅計画課及び横浜市住宅供給公社、第１段階の決定事業者（マスターアーキテクト）の構成員など関係者と接触した場合。
- □ 応募者又は決定事業者が破産、倒産した場合。
- □ 脱温暖化モデル住宅（第２段階）事業基本協定締結までに、横浜市より指名停止になった場合。
- □ 提案書の受付から本事業協定締結までの期間に、構成員の制限に抵触した場合。

（6）その他

- □ 提案書等は返却しませんのでご注意ください。
- □ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- □ 本提案の著作権は、応募者に帰属しますが、提案内容の掲載など発表に関わる権利は、主催者側が保有します。
- □ 提案内容については公正性、透明性を期すため「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- □ 提出された書類は必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

4　参考図等

参考図等（別添）は以下のとおりです。

(1)　現地周辺状況・現況写真
(2)　土地利用計画図
(3)　造成計画平面図
(4)　造成断面図
(5)　求積図

※その他、事前参加登録者には後日、ボーリングデータ、脱温暖化モデル住宅設計指針をＥメールにてお渡しします。

＜受付窓口＞

横浜市住宅供給公社　街づくり事業部街づくり事業課　担当：太田、渡邉
〒221-0052
横浜市神奈川区栄町８－１　ヨコハマポートサイドビル５Ｆ
TEL:045-451-7740　FAX:045-451-7789
電子メールアドレス：datuon@yokohama-kousya.or.jp